○国土交通省・環境省告示第三号

エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）第四条第六項の規定に基づき、エコツーリズム推進基本方針（平成二十年六月国土交通省・環境省告示第一号）の全部を次のとおり変更したので、同条第七項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

エコツーリズム推進基本方針
～“たび”と創る持続的な地域社会を目指して～

目次

はじめに
第１章　エコツーリズムの推進に関する基本的方向
　１　我が国のエコツーリズムを取り巻く状況
　　⑴　我が国における推進の経緯
　　⑵　これまでの取組の成果と課題
　２　我が国におけるエコツーリズムの基本的考え方
　　⑴　エコツーリズムを推進する意義
　　ア　自然体験を通じた自然環境保全の効果
　　イ　地域固有の魅力を見直す効果
　　ウ　活力ある持続的な地域づくりの効果
　　⑵　エコツーリズムへの取り組み方
　　⑶　エコツーリズムに取り組む上での基本的な視点と配慮事項
　３　我が国のエコツーリズムが目指す方向性
　　⑴　エコツーリズムの推進によって長期的に目指す姿
　　ア　地域では
　　イ　参加者は
　　ウ　国内では
　　エ　海外へは
　　⑵　重点的に取り組むべき事項
　　ア　地域への支援
　　イ　国内外への戦略的情報発信等
　　ウ　科学的評価方法に関する調査等
　　エ　他の施策との連携強化
第２章　エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
　１　協議会の組織化
　　⑴　幅広い主体が参加することの必要性
　　⑵　協議会の体制
　２　協議会の運営
　３　活動状況の公表・報告
第３章　エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
　１　エコツーリズムを推進する地域
　　⑴　推進の目的及び方針
　　⑵　推進する地域
　２　対象となる自然観光資源
　３　エコツーリズムの実施の方法
　　⑴　ルール
　　⑵　ガイダンス及びプログラム
　　⑶　モニタリング及び評価
　　⑷　安全管理
　　⑸　その他
　　ア　情報提供
　　イ　人材育成
　４　特定自然観光資源を含む自然観光資源の保護及び育成
　　⑴　自然観光資源
　　⑵　特定自然観光資源
　　ア　特定自然観光資源の指定
　　イ　立入制限による利用調整
　　ウ　その他の保護及び育成の措置
　　エ　情報の公表及び周知等
　５　協議会の参加主体
　６　その他エコツーリズムの推進に必要な事項
　　⑴　環境教育の場としての活用と普及啓発
　　⑵　他の法令や計画等との関係及び整合
　　⑶　農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和
　　⑷　地域の生活や習わしへの配慮
　　⑸　全体構想の公表
　　⑹　全体構想の見直し
第４章　エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
　１　認定の趣旨
　２　認定の手続
　３　認定基準
　４　認定の取消し
　５　認定全体構想の周知
第５章　生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項
　１　生物多様性の確保
　２　普及啓発の推進
　３　子どもの視点に立った継続的な取組の推進
　４　技術的助言
　５　エコツーリズムの推進体制

はじめに

人間活動から生じた環境負荷は、産業革命以降、急速に拡大し、地球規模で生態系を劣化させ、気候変動による異常気象や食料・水資源の不安定化なども引き起こし、今や私たちの生活だけでなく将来の世代にまで様々な危機を及ぼしています。こうした地球規模の環境問題等を背景に、平成27年９月25日に国連総会でＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）が採択され、各国でその達成に向けた取組が進められており、環境・経済・社会の三側面のバランスが取れた世界を実現することを目指しています。

日本国内では、急速な都市化の進展や人口減少・高齢化等によって、人と自然、人と人とのつながりが希薄化し、従来のコミュニティが失われつつあります。その影響により、本来人の手が入ることで維持される里地里山、里海等の二次的自然環境や地域の祭り等の文化の維持・継承が困難となっており、持続可能な地域社会の実現が喫緊の課題となっています。このような課題を踏まえ、地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的向上を実現するとともに、地域の個性をいかして地域同士で支え合うネットワークを形成する「地域循環共生圏」の考え方も提唱されています。さらに、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」に向けた取組も活発化しており、企業など多様な主体が参画して取組が進められています。